

## 直下地震等対策ガイドライン

### 1 災害発生時の対応

- (1) 認定NPO法人セカンドハーベスト京都（以下「この法人」という。）の事務局長は、直下地震等に係る対策全般の統括を行う。
- (2) リスク管理規程（以下「規程」という。）第 19 条第 2 項に掲げる事態が発生した場合は、事務局長（不在等の場合はその代行）の指揮の下において、次の事項を確認し、対応を行うものとする。

#### ①事務所内における役職員等及び来会者の安否

- ・事務所内における役職員等及び来会者の確認を行う。
- ・人命救助を最優先し（規程第 15 条第 1 号①）、ケガ人に対しては応急手当を行う。
- ・必要に応じて消防署等官公署又は病院等へ連絡手配を行う。

#### ②事務所が入居する建物の損壊の状況

- ・事務所が入居する建物の損壊その他の状況を確認する。
- ・入居する建物の損壊が危険な状況にあると判断されるときは、役職員等及び来会者を広域避難場所、指定避難所等、安全と考えられる地域まで避難させる。
- ・避難経路は階段及び非常口を経由する（場合によっては近隣事業所との連携に基づき隣接するビル屋上への移動を考慮する）。

#### ③備品、設備、物資等の破損状況

- ・事務所内の備品等の倒壊・破損、漏電等の有無を確認し、事務所内の役職員等及び来会者に連絡して人命への危険及び火災の危険を回避する。
- ・固定電話、携帯電話、PC等の通信機器の使用の可否を確認し、役職員等に連絡する。

#### ④事務所外における役職員等の安否

- ・あらかじめ定めた緊急連絡網により、出張、外出及び休暇中の役職員等の安否を確認し、その後の行動について協議又は指示する。

#### ⑤災害の状況及び主な交通機関の運行状況

- ・役職員等が居住する京都市等の被災状況の概要を確認し、連絡する。
- ・役職員等が通勤に利用する交通機関及びその代替手段の運行状況を確認し、連絡する。

#### ⑥国等の公共団体の指示等

- ・国、京都府、京都市の災害に関する指示、命令、要請等を把握し、役職員等に連絡する。

- (3) 上記(2)の場合において、事務局長（不在等の場合はその代行）は、事務所内の役職員等に対して帰宅支援を行い、又は本人の意思に基づき事務所待機を命ずることができる。

#### ①帰宅支援

##### A 帰宅支援の範囲等

徒歩による帰宅が可能と考えられる距離は概ね 10km までとし、各々自らの責任により

帰宅させるものとする。

#### B 帰宅ルート

徒歩により帰宅する際は、災害からの安全な京都づくり条例を考慮の上、事前に配布した帰宅支援マップ及び帰宅訓練により演習したルートを各々が参考とする。

#### C 準用

次の②の役職員等についても、帰宅が可能と考えられるときは上記Bと同様とする（を準用する）。

##### ②帰宅困難者の事務所待機

公共交通機関又は徒歩による帰宅が不可能と考えられる役職員等は、本人の意思に基づき、防災用品として備蓄した備品、水・食料等の利用により事務所へ留まり、復旧を待つことを命ずることができることとする。

#### (4) 個人の判断の尊重

上記の規定にかかわらず、緊急事態にあつて必要と考えられるときは、役職員等は個人の判断に基づいて行動することを原則とする。

#### 附則

このガイドラインは、令和5年11月2日から施行する。（令和5年10月26日理事会決議）